GH、4割が重度者

障害者支援法　再編は不可避

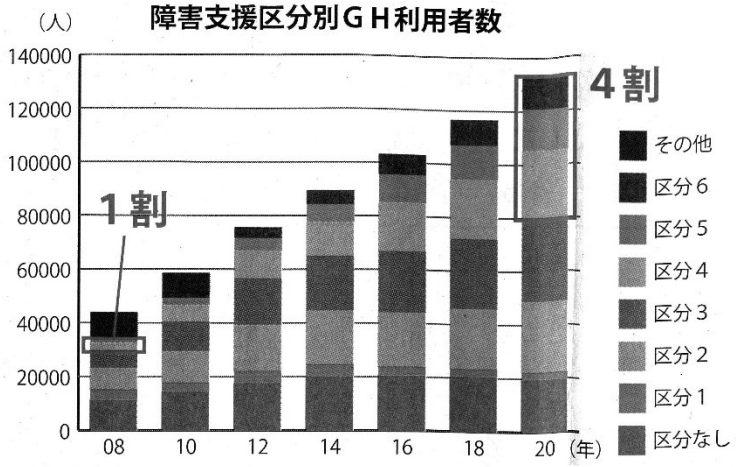

厚生労働省は6月28日、障害者総合支援法のグループホーム（GH）の利用者の4割が、障害支援区分4以上の重度者であることを社会保障審議会障害者部会（座長＝菊池馨実・早稲田大教授）に示した。制度創設時に想定した利用者像とのギャップが広がり、委員からは法的な位置付けを見直すよう求める意見も浮上。利用者像に応じた再編は避けられない情勢だ。（福田敏克）

同部会は障害者総合支援法の見直しに向けて議論していて、年内に報告書をまとめる。

同日の議題は「障害者の居住支援」。利用者が施設入所者を上回る14万人超（今年2月）となり、年間の費用が2400億円（2019年度）に膨らんだGHの在り方が議論の中心となった。

6段階の障害支援区分で重度とされる4～6の人は08年4月は利用者の1割だったが、20年4月は4割。現在、およそ7人に1人が65歳以上だ。重度化・高齢化が進んでいることはこれまでも繰り返し指摘されてきた。

GHは昼間は働きに出て、朝晩は少人数で寝食を共にするという家庭的な暮らしがコンセプト。利用者の9割が知的障害者か精神障害者だ。昼夜を問わず介護職員の支援や管理のもとで暮らすことはそもそも想定していない。

重度化・高齢化への対応は、GHの職員配置などを厚くする方向と、GH本体は軽装備にして外部の訪問サービスを活用する方向の二つがある。厚労省は主に前者の立場で報酬改定を重ね、後者は例外的・時限的に扱ってきた。

しかし、委員からは今後は後者の方向を推進すべきという意見が続出。GHではなく、安心して1人暮らしできる地域の支援体制を法的に整えるよう求める意見も上がった。

一方、現在GHは障害者総合支援法の就労系サービスと同じ「訓練等給付」の一つだが、利用者像を整理した上で同法の「介護給付」（施設入所支援など）に位置付ける案も委員から上がった。

14万人超に上るGH利用者すべてを「訓練」というくくりで捉えるには限界があり、すみ分けが不可欠との認識は浸透してきた。

このほか、GHが適正に運営されているか外部の目を入れる仕組みが現在は脆弱（ぜいじゃく）であるため、介護保険の認知症GHの「運営推進会議」を採り入れることも論点となった。

障害者部会ではGHの再編を求める声も上がった